



# 長野県報

12月20日(月)  
令和3年  
(2021年)  
第265号

## 目次

### 条 例

工科短期大学校条例の一部を改正する条例(産業人材育成課).....	3
都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(都市・まちづくり課).....	3
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(建築住宅課).....	4
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(生活安全企画課).....	10
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(生活安全企画課).....	12

### 規 則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....	13
----------------------------------	----

### 告 示

令和3年12月10日成立した令和3年度補正予算の要領(財政課).....	14
令和3年12月10日長野県議会定例会において認定された令和2年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政課).....	14
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課).....	21
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支援課).....	22
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退(障がい者支援課).....	22
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(資源循環推進課).....	23
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	23
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	24

### 公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	25
特定調達契約に係る一般競争入札(産業政策課).....	25
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課).....	27
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	28

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 工科短期大学校条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 社会経済環境の変化を踏まえ、更なる高度な技能及びこれに関する知識を有する人材の育成を行うため、カリキュラムの充実を図るとともに、専門課程の学科名を改正しました。
  - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。
- 

## ◇ 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域のうち開発許可等を行うことができる区域から災害危険区域等を除外したほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。
- 

## ◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第37号）

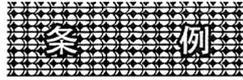
- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
    - (1) 長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しに伴い、当該認定の審査手数料の額を改定したほか、所要の改正を行いました。
    - (2) 長期優良住宅の容積率緩和の特例制度が創設されたことに伴い、当該特例制度に関する許可の審査手数料の額を1件につき160,000円と決めました。
  - 2 この条例は、令和4年2月20日から施行します。
- 

## ◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可等の事務に係る手数料を新設したほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、令和4年3月15日から施行します。
- 

## ◇ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 悪質な迷惑行為を防止するため、盗撮等に係る規制場所の限定の撤廃及び規制行為の拡大並びに嫌がらせ行為に係る規制の追加を行うとともに、題名を「長野県迷惑行為等防止条例」に改正しました。
  - 2 この条例は、令和4年2月1日から施行します。
-



工科短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第35号**

工科短期大学校条例の一部を改正する条例

工科短期大学校条例（平成6年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中	生産技術科	を	機械システム学科	に改める。
	制御技術科		システム制御学科	
	電子技術科		情報エレクトロニクス学科	
	情報技術科		知能情報システム学科	
	機械・生産技術科		機械システム学科	
	電気・制御技術科		電気システム学科	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る専門課程の学科は、この条例による改正後の工科短期大学校条例第4条第2項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

産業人材育成課

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第36号**

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改め、同項第4号中「きたさない」を「来さない」に改める。

第7条及び第8条中「政令第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の」を「原則として政令第29条の9各号に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第1項、第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

都市・まちづくり課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部守一

### 長野県条例第37号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の74の4の項の備考以外の部分を次のように改める。

74の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区		分		単 位	金 額	
(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 新築住宅	(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸	17,000円
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	28,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	42,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	68,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	108,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	165,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	281,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	362,000円
	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	418,000円			
	(イ) (ア) 以外の場合	1戸建ての住宅		1戸	50,000円	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	86,000円	
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	155,000円	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	302,000円	
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	531,000円	
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	891,000円	
1棟の戸数が100を超え200以下のもの			〃	1,624,000円		
1棟の戸数が200を超え300以下のもの			〃	2,290,000円		
1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,798,000円				
イ 既存住宅	(ア) 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅		1戸	23,000円	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	38,000円	
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	60,000円	
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	98,000円	

				1棟の戸数が25を 超え50以下のもの	〃	156,000円	
				1棟の戸数が50を 超え100以下のもの	〃	238,000円	
				1棟の戸数が100を 超え200以下のもの	〃	405,000円	
				1棟の戸数が200を 超え300以下のもの	〃	519,000円	
				1棟の戸数が300を 超えるもの	〃	596,000円	
		(イ) (ア) 以外の 場合	1戸建ての住宅	1戸		73,000円	
				共同住宅、長屋そ の他1戸建ての住 宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下 のもの	1棟	144,000円
					1棟の戸数が5を超 え10以下のもの	〃	230,000円
					1棟の戸数が10を 超え25以下のもの	〃	449,000円
					1棟の戸数が25を 超え50以下のもの	〃	790,000円
					1棟の戸数が50を 超え100以下のもの	〃	1,326,000円
					1棟の戸数が100を 超え200以下のもの	〃	2,420,000円
					1棟の戸数が200を 超え300以下のもの	〃	3,411,000円
					1棟の戸数が300を 超えるもの	〃	4,166,000円
(2) 法第8条 第1項の規定による認 定を受けた 長期優良住 宅建築等計 画の変更の 認定の申請 に対する審 査	ア 新築住 宅	(ア) 住宅の構造 又は設備の変 更((イ)に掲 げるものを除 く。)	a 確認書若しく は住宅性能評価 書又はこれらの 写しが提出され た場合	1戸建ての住宅	1戸	2,000円	
				共同住 宅、長 屋そ の他1 戸 建て の 住 宅 以 外 の 住 宅	1棟の戸数 が5以下の もの	1棟	11,000円
					1棟の戸数 が5を超 え10以下 のもの	〃	19,000円
					1棟の戸数 が10を超 え25以下 のもの	〃	33,000円
					1棟の戸数 が25を超 え50以下 のもの	〃	54,000円
					1棟の戸数 が50を超 え100以下 のもの	〃	87,000円
					1棟の戸数 が100を超 え200以下 のもの	〃	152,000円
					1棟の戸数 が200を超 え300以下 のもの	〃	199,000円

			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	234,000円	
		b a以外の場合	1戸建ての住宅	1戸	16,000円	
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	40,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	75,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	150,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	266,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	449,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	823,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1,163,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	1,424,000円
	(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築が完了した住宅の構造又は設備の変更	a 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅	1戸	8,000円	
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	1棟	17,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	25,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	39,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	60,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	93,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	158,000円

				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	205,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	240,000円
		b	a 以外の場合	1戸建ての住宅	1戸	22,000円
				共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟	46,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	81,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	156,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	272,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	455,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	829,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1,169,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	1,430,000円
		(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の変更			1件	2,000円
イ 既存住宅	(ア) 住宅の構造又は設備の変更 ((イ) に掲げるものを除く。)	a	確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅	1戸	3,000円
				共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟	22,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	34,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	61,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	104,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	169,000円

			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	292,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	375,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	428,000円
		b a以外の場合	1戸建ての住宅	1戸	24,000円
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟	69,000円
			1棟の戸数が5以下のもの	〃	112,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	223,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	395,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	667,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	1,221,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	1,723,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	2,108,000円
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	
	(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築が完了した住宅の構造又は設備の変更	a 確認書又はその写しが提出された場合	1戸建ての住宅	1戸	9,000円
			共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟	28,000円
			1棟の戸数が5以下のもの	〃	40,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	67,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	110,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	

				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	175,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	298,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	381,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	434,000円
		b	a 以外の場合	1戸建ての住宅	1 戸	30,000円
				共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1 棟	75,000円
				1棟の戸数が5以下のもの	〃	118,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	229,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	401,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	673,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	1,227,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	1,729,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	2,114,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,114,000円
			(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の変更		1 件	3,000円
			(3) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		〃	2,000円
			(4) 法第9条第3項の規定による管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		〃	2,000円
			(5) 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		〃	2,000円
			(6) 法第18条第1項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		〃	160,000円

別表第1の74の4の項の備考の3中「(イ) の」を「(ウ) 又は (イ) 及び (ウ) の」に、「(ア) に」を「(ア) 又は (イ) に」に、「(イ) に」を「(ウ) に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）（以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）（以下この項において「旧法」という。）第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料並びに改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査、旧法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査及び旧法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の74の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築住宅課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可手数料」に改め、同条第3号中「講習手数料」を「猟銃等講習手数料」に改め、同条第15号を同条第16号とし、同条第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「別表第3の3の左欄」を「別表第3の4の左欄」に、「同3の右欄」を「同4の右欄」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「の銃砲」を「の銃砲等」に、「国際競技用銃砲刀剣類所持許可手数料」を「国際競技用銃砲等又は刀剣類所持許可手数料」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会の講習

クロスボウ講習手数料 別表第3の3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同3の右欄に定める額

第8条に次の1号を加える。

(17) 法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定

クロスボウ射撃資格認定手数料 9,300円（法第9条の16第1項の規定による認定を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定による認定については、5,600円）

別表第3の1を次のように改める。

1 銃砲等又は刀剣類所持許可手数料

区 分	金 額
(1) 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「猟銃等併記所持許可」という。）を受けようとする場合	6,800円（猟銃等併記所持許可を受けようとする者が、県内において同時に他の猟銃等併記所持許可を受けようとする場合における当該他の猟銃等併記所持許可については、4,300円）
(2) 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「クロスボウ併記所持許可」という。）を受けようとする場合	6,800円（クロスボウ併記所持許可を受けようとする者が、県内において同時に他のクロスボウ併記所持許可を受けようとする場合における当該他のクロスボウ併記所持許可については、4,300円）
(3) (1)及び(2)以外の場合	10,500円（法第4条第1項の規定による許可を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による許可を受けようとする場合における当該他の同項の規定による許可については、6,700円）

別表第3の2中「講習手数料」を「猟銃等講習手数料」に、「に掲げる」を「又は第3号に掲げる」に改め、同表の3を次のように改める。

3 クロスボウ講習手数料

区 分	金 額
(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者が講習を受けようとする場合	3,000円
(2) (1)以外の場合	6,900円

別表第3に次のように加える。

4 更新手数料

区 分	金 額
(1) 新たな許可証の交付を伴う猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合	7,200円（法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新については、4,800円）
(2) 新たな許可証の交付を伴うクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合	7,200円（法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新については、4,800円）
(3) 新たな許可証の交付を伴わない猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合	6,800円（法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合における当該法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新については、4,400円）
(4) 新たな許可証の交付を伴わないクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合	6,800円（法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者が県内において同時に法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新については、4,400円）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定による許可を受けたものとみなされる者及び改正法附則第3条第3項の受講者に対するこの条例による改正後の長野県警察関係許可等手数料徴収条例別表第3

3の規定の適用については、同3中

3,000円

とあるのは、

「6,900円とする。」

生活安全企画課

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部守一

### 長野県条例第39号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年長野県条例第86号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

長野県迷惑行為等防止条例

第1条中「公衆」を「県民及び滞在者等」に、「暴力的不良行為」を「行為」に、「県民の」を「その」に改める。

第2条中「県民」の次に「及び滞在者等」を加える。

第4条中「しゅう恥させ」を「羞恥させ、」に、「仕方」を「方法」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「言動」を「言動（次項から第4項までのいずれかに該当するものを除く。）」に改め、同条を同条第2号とし、同条に次の3項を加える。

- 2 何人も、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている他人の身体又は下着のぞき見し、又は撮影してはならない。
- 3 何人も、みだりに、他人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所に当該状態にいる他人の姿態をのぞき見し、又は撮影してはならない。
- 4 何人も、第2項又は前項の規定による撮影の目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を他人に向け、又は設置してはならない。

第19条中「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に改め、同条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「第4条」の次に「又は前条」を加え、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（嫌がらせ行為の禁止）

第14条 何人も、正当な理由がなく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情又は自己の性的欲求を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行つてはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。第5号において同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。第1号において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

附 則

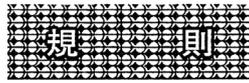
（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

生活安全企画課



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年12月20日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第102号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「の業務」を「及び第3号の業務」に、「500円」を「950円」に、「800円」を「1,400円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前項第4号の業務 950円

第3条第2項第4号中「前項第4号から第6号まで」を「前項第5号、第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 課